

■障がい者雇用の歴史（主な部分）

1960年（昭和35年）身体障害者雇用促進法の制定

→戦争で負傷した傷痍軍人の就職を進めるためにスタートする（法定雇用率 1.1%努力義務）

1976年（昭和51年）法定雇用率 1.5%（雇用の義務化）

1987年（昭和62年）障害者雇用促進法に名称が変更される

→知的障がいのある方も雇用率の算定対象になる

2016年（平成28年）企業などに対し、差別の禁止と合理的配慮が求められる

2018年（平成30年）精神障がいのある方も雇用率の算定対象になる

2024年（令和6年）法定雇用率 2.5%（従業員 40 人に対して 1 人の割合で障がい者を雇用）

■障がい者就業・生活支援センター

障がい者の職業生活における自立を図るため、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関との連携の下、障がい者の身近な地域において、就業面及び生活面における一体的な支援を行い、障がい者の雇用の促進及び安定を図ることを目的として、全国に設置されています（令和6年4月時点で、全国に337センター設置されています）

■障がい者就業・生活支援センターあてび

平成23年10月、障がい者就業・生活支援センターそよかせ（現：あてび）開所。新潟労働局と新潟県の委託を受けて、社会福祉法人佐渡福祉会が運営しています。

■あてびの業務内容

就業及びそれに伴う日常生活上の支援を必要とする障がいのある方に対し、センター窓口での相談や職場・家庭訪問等を実施します。

<就業面での支援>

○就業に関する相談支援・就職に向けた準備支援（職業準備訓練、職場実習のあっせん）・ご本人の特性、能力に合った職務の選定・就職活動の支援・職場の定着に向けた支援

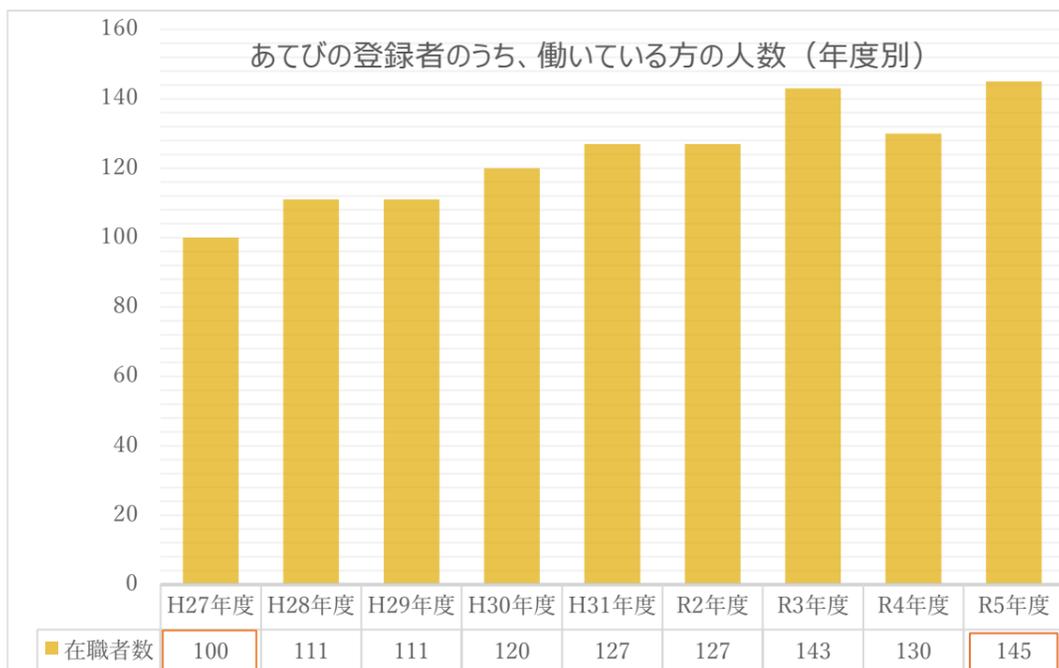
○障がいのある方それぞれの特性を踏まえた雇用管理についての事業所に対する助言

<生活面での支援>

○日常生活・地域生活に関する助言・生活習慣の形成、健康管理、金銭管理等の日常生活の自己管理に関する助言・住居、年金、余暇活動など地域生活、生活設計に関する助言

■佐渡の障がい者雇用は進んでいるか？ → 毎年、少しずつ進んでいます。

・令和5年6月1日現在、全国では64.2万人の障がいのある方が、民間企業で雇用されています（20年連続過去最高を更新）



■障害者雇用促進法

障害者雇用促進法は、障がい者雇用の促進や職業の安定を図ることを目的とする法律です。障がいのある方の職業生活における自立を実現するため、職業リハビリテーションの推進、事業主への障がい者雇用の義務、差別の禁止や合理的配慮の提供義務などを定めた法律です。

法律の背景には、障がいの有無に関わらず、すべての国民が個人として尊重され、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現（ノーマライゼーション）が理念としてあります。障がいがある方においても、本人の意思と能力を發揮して働くことができる機会の確保がとても重要です。

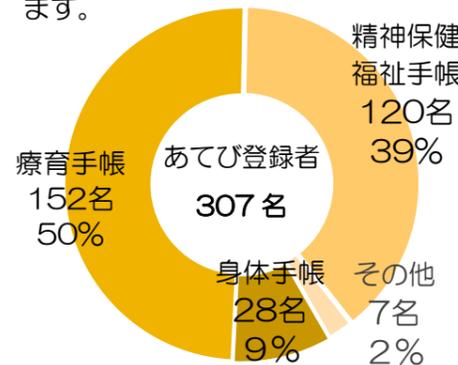
■佐渡市における障がい者の状況

○佐渡市の人口……49,947人（R5.4）

- ・身体障害者手帳……2,369人
- ・療育手帳……618人
- ・精神保健福祉手帳……665人

令和5年度登録者の手帳別割合

近年は、精神保健福祉手帳を持つ発達障がいの方の登録が増えています。



■佐渡の障がい者雇用の課題は？

- ・課題としては、離職率の高さ・給与の低さ・障がい者専用求人少なさ等が挙げられます。
- ・障がいのある方は、通院や服薬などの健康管理や日常生活の管理、就労準備性を整えることが大事です。
- ・企業は、障がいの理解や法令遵守、職域の開発、働きやすい職場づくり（合理的配慮）が求められます。

■障がい者雇用は、どのように始めたらよいか？

- ・まずは、あてびやハローワークなどの支援機関に相談しましょう。また職場実習の受け入れや、特別支援学校・作業所などの見学もおすすです。

■障がい者就業・生活支援センターあてび

佐渡市三瀬川 382-7 TEL : 0259-67-7740

E-mail : atebi.work@email.plala.or.jp

